

登録規則

登録規則細則

登録規則
登録規則細則

2009 年 第 1 回 一部改正
2009 年 第 1 回 一部改正

2009 年 4 月 15 日 規則 第 12 号／達 第 10 号
2009 年 2 月 4 日 技術委員会 審議
2009 年 2 月 24 日 理事会 承認
2009 年 4 月 10 日 国土交通大臣 認可

ClassNK
財団法人 日本海事協会

登 録 規 則

2009 年 第 1 回 一部改正

2009 年 4 月 15 日 規則 第 12 号

2009 年 2 月 4 日 技術委員会 審議

2009 年 2 月 24 日 理事会 承認

2009 年 4 月 10 日 国土交通大臣 認可

2009 年 4 月 15 日 規則第 12 号
登録規則の一部を改正する規則

「登録規則」の一部を次のように改正する。

2 章 船級登録

2.1 船級の登録

2.1.3 を次のように改める。

2.1.3 船級符号への付記

-1. 本会は、**2.1.1** にいう船舶であつて次の**(1)**から**(4)**に該当するものには、その旨を船級符号に付記する。

- (1) 航路を制限された船舶-例えば (*Coasting Service*) , (*Smooth Water Service*) 等。
- (2) 特定の用途に供する目的で計画された船舶-例えば (*Bulk Carrier*) , (*Container Carrier*) , (*Column Stabilized Drilling Unit*) 等。
- (3) 特定の目的で船体構造等が補強された船舶-例えば (*Class 1A Ice Strengthening*) 等。
- (4) 前**(1)**から**(3)**に掲げる船舶のほか、船体の主要部材に鋼以外の材料を使用した場合等の本会が必要と認めた船舶-例えば (*FRP*) 等。

-2. 本会は、**2.1.1** にいう船舶であつて、環境対策として特別な措置が講じられているものについては、「*Environmental Awareness*」(略号：*EA*)を付記することがある。

附 則

1. この規則は、2009 年 5 月 1 日から施行する。

登録規則細則

細
則

2009 年 第 1 回 一部改正

2009 年 4 月 15 日 達 第 10 号
2009 年 2 月 4 日 技術委員会 審議

2009 年 4 月 15 日 達 第 10 号
登録規則細則の一部を改正する達

「登録規則細則」の一部を次のように改正する。

改正その 1

付録 1 申込書の書式例

製造中船級登録検査等申込書を次のように改める。



製造中船級登録検査等申込書

財団法人 日本海事協会 御中

船級登録検査等申込書
様式 1A(J) (2008.06 改正)

申込日 年 月 日

申込者

連絡先

名称 住所	印	所属・氏名	
		TEL	
		FAX	

日本海事協会の「登録規則」、「船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件」及び「国際条約による証書に関する規則」（技術サービスを含む）を申込む場合は「技術サービス規則」を含む。）を了承の上、下記の登録及び様式 1A(J)-1 に記載の証書等の発行（発行に必要な検査を含む）を申込みます。※検査手数料等は検査の成否に関わらず申込者に請求してください。

対象船舶 様式 1A(J)-1 の「船舶の主要目」の欄及び「機関の主要目」の欄に追加の要目をご記入ください。

建造者 名称・住所	建造番号	建造契約 ⁽¹⁾ (オプション行使) ⁽²⁾	年 月 日
☐ 申込者と同じ (申込者と同じ場合は名称・住所は記入せず左欄に印を記入してください)	オプション船か否か ⁽³⁾	Yes ☐ No ☐	
予定所有者 (国際証書に記載される船舶所有者)	前船の建造契約 ⁽³⁾	年 月 日	
☐ 未定 ☐ 名称:	前船の建造番号 ⁽³⁾	年 月 日	
船籍国	船籍港	起工予定	年 月 日
船の種類	総トン数	進水予定	年 月 日
航行区域	☐ 国際航海 / ☐ 非国際航海 ☐ 遠洋 / ☐ 非遠洋 (航行区域をご記入ください)	完工予定	年 月 日
		主機関の数、種類	
		主機関の最大出力	

- (1)…船舶の予定所有者と造船所の間で建造契約のサインが交わされた日又はその予定日をご記入下さい。実際の契約日が予定日と異なった場合は速やかにお知らせください。
- (2)…但し、オプション船の場合は、当該オプションを行使する契約の行われた日をご記入下さい。尚、「オプション船」とは、従前に製造中船級登録検査等の申込みが行われた同型船（以下、前船という。）の建造契約において、オプションとして建造する予定が前船と同一の契約書に明記されている船舶のことを指します。
- (3)…対象船舶がオプション船である場合は、「オプション船か否か」欄の「Yes」欄をチェックの上、「前船の建造契約」の日及び「前船の建造番号」を該当欄にご記入ください。対象船舶がオプション船で無い場合は、「オプション船か否か」欄の「No」欄をチェックして下さい。

登録

製造中船級登録	希望船級符号及び付記	NS*
	主推進機関の符号	MNS*
	希望の注記	
	登録原簿特記事項	☐ n.s. ☐ n.f. ☒ n.s. ☐ その他:
製造中設備登録	☐ 安全設備 ☐ 通信設備 ☐ 居住衛生設備 ☐ 海洋汚染防止設備 ☐ 自動化設備 (☐ MC ☐ M0 ☐ M0・A ☐ M0・B ☐ M0・C ☐ M0・D) ☐ 船橋設備 (☐ BRS ☐ BRS1 ☐ BRS1A) ☐ 揚貨設備 ☐ 機関予防保全設備 ☐ 冷蔵設備 (☐ RMC ☐ RMC・CA) ☐ 総合火災設備 (☐ IFC・M ☐ IFC・A ☐ IFC・AM) ☐ 船体防汚システム (☐ AFS) ☐ その他:	

右の書類を添付します。: ☐ 1A(J)-1 ☐ 1A(J)DG/BC ☐ 1A(J)CG ☐ 1A(J)C
右の書類は後日提出します。: ☐ 1A(J)-1 ☐ 1A(J)DG/BC ☐ 1A(J)CG ☐ 1A(J)C
番船と同型・同仕様につき、右の書類は提出を省略します。 ☐ 1A(J)-1 ☐ 1A(J)DG/BC ☐ 1A(J)CG ☐ 1A(J)C

※検査手数料等の支払い者が申込者と異なる場合は、請求先を下記にご記入ください。

検査手数料等請求先

連絡先

名称 住所	印	所属・氏名	
		TEL	
		FAX	

NK 記入欄 受理日 年 月 日 受理番号

- 注意事項 1. この申込書は弊会の支部・事務所に1部提出してください。
2. この申込書の所定の記入事項のうち、未確定事項があるときは、該当欄に「未定」とご記入ください。
3. 記載事項に変更が生じた場合及び未確定事項が確定した場合は支部・事務所に速やかにお知らせください。製造中登録検査の過程で弊会が記載事項と実際の登録の条件を変更すべきと認めた場合は申込者にお知らせします。

製造後船級登録検査等申込書を次のように改める。

ClassNK

船級登録検査等申込書
様式 3 (2008.09 改正)

製造後船級登録検査等申込書

財団法人 日本海事協会 御中

申込文書番号		申込日	年 月 日
--------	--	-----	-------

申込者

連絡先

名称	印	所属・氏名	
住所		TEL	
		FAX	

日本海事協会の「登録規則」、「船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件」及び「国際条約による証書に関する規則」（技術サービスを申込む場合は「技術サービス規則」を含む。）を了承の上、下記の登録及び様式 1-1 に記載の証書等の発行（発行に必要な検査を含む）を申込みます。※検査手数料等は検査の成否に関わらず申込者に請求してください。

対象船舶 様式 3-2 の「船舶の主要目」の欄及び「機関の主要目」の欄に追加の要目をご記入ください。

船名				IMO No.	
建造者名				建造契約日	年 月 日
住 所				起工日	年 月 日
建造番号				進水日	年 月 日
				完成日	年 月 日
船籍国		船籍港			
前船籍国		前船級			
船の種類		総トン数			
受検予定	年 月 日着手	年 月 日完了	受検場所		
航行区域	☐ 国際航海 / ☐ 非国際航海 ☐ 遠洋 / ☐ 非遠洋 (航行区域をご記入ください)				

登録

製造後船級登録	希望船級符号及び付記	NS
	主推進機関の符号	MNS
	希望の注記	
	登録原簿特記事項	☐ n.s. ☐ n.f. ☒ NS ☐ その他：
製造後設備登録	☐ 安全設備 ☐ 通信設備 ☐ 居住衛生設備 ☐ 海洋汚染防止設備 ☐ 自動化設備 (☐ MC ☐ M0 ☐ M0・A ☐ M0・B ☐ M0・C ☐ M0・D) ☐ 船橋設備 (☐ BRS ☐ BRS1 ☐ BRS1A) ☐ 揚貨設備 ☐ 機関予防保全設備 ☐ 冷蔵設備 (☐ RMC ☐ RMC・CA) ☐ 総合火災設備 (☐ IFC・M ☐ IFC・A ☐ IFC・AM) ☐ 船体防汚システム (☐ AFS / ☐ AFS・C) ☐ その他：	

右の書類を添付します。： ☐ 様式 3-1 ☐ 様式 3-2 ☐ 様式 3-3 ☐ 様式 3-4-1 ☐ 様式 3-4-2

※検査手数料等の支払い者が申込者と異なる場合は、請求先を下記にご記入ください。

検査手数料等請求先

連絡先

名称	印	所属・氏名	
住所		TEL	
		FAX	

NK 記入欄	受理日	年 月 日	受理番号	
--------	-----	-------	------	--

注意事項 1. この申込書は弊会の支部・事務所に 1 部提出してください。
2. 弊会の船舶規則集検査要領に規定される図面を添付してください。
3. 記載事項に変更が生じた場合及び未確定事項が確定した場合は支部・事務所に速やかにお知らせください

附 則 (改正その 1)

1. この達は、2009 年 4 月 15 日から施行する。

2 章 船級登録

2.1 船級の登録

2.1.3 を次のように改める。

2.1.3 船級符号への付記

- 1. 規則 **2.1.3-1.**の付記は、船級規則における特別の要件の付加、条件の緩和等の規定を適用して船級登録した場合に行う。
- 2. 規則 **2.1.3-1. (4)**の「本会が必要と認めた船舶」とは次に類するものをいう。
 - (1) 船体の主要部材に鋼以外の材料を使用した船舶
 - (2) 高度な直接強度計算を行うなど、詳細な構造解析手法を適用して構造寸法等が承認された船舶
 - (3) 船級維持検査において特別な要件を適用することを前提に船級登録された船舶
 - (4) 船級規則で想定される以外の設計概念に基づき設計建造されたもので、特別の要件を付加して船級登録された船舶
- 3. 規則 **2.1.3-2.**の付記は、船主からの申し込みに基づき、本会が別途発行する「環境ガイドライン」に従って行う。

2.2 を次のように改める。

2.2 船級登録の維持

- 1. 規則 **2.2-2.**でいう主要な変更又は改造とは、例えば船体延長、用途変更、主機換装等をいう。
- 2. 「特殊な事情」とは、例えば、荒天遭遇又は海難事故等不可抗力的な事情により、予定されている検査の時期に検査を行うことが困難な状況をいう。
- 3. 規則 **2.2**の適用上、規則 **2.1.3-2.**の規定による付記に関する事項については、船級登録を維持するための条件としない。当該付記の維持のために、本会が別途発行する「環境ガイドライン」に従って定期的に確認を行う。

附 則（改正その2）

- 1. この達は、2009年5月1日から施行する。